

処分の取消訴訟において審級省略等が採用されている行政手続の例

行政手続の内容	取消訴訟との関係					処分等の手続		
	審級省略	実質的証拠法則	新証拠の提出制限	取消訴訟の提起	記録の送付	処分の取消理由	秩序の維持	手続の公開
1 公正取引委員会が行う、私的独占又は不当な取引制限の禁止に違反する行為を排除するために必要な措置等を命ずる審決。(独占禁止法54、54の2)	委員会の審決に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。(85)	委員会の審決の取消の訴えに関する訴訟については、委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する。(80)	当事者は、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。ただし、委員会が認定した事実に関する証拠の申出は、次のいずれかに該当することを理由とするものであることを要する。(81) 委員会が、正当な理由がなく、当該証拠を採用しなかった場合 委員会の審判に際して当該証拠を提出することができず、かつ、これを提出できなかったことについて重大な過失がなかった場合	-	訴えの提起があったときは、裁判所は、遅滞なく委員会に対し、当該事件の記録(事件関係人、参考人又は鑑定人の審訊調書及び速記録その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。)の送付を求めなければならない。(78)	裁判所は、委員会の審決が、以下のいずれかに該当する場合には、これを取り消すことができる。(82) 審決の基礎となった事実を立証する実質的な証拠がない場合 審決が憲法その他の法令に違反する場合	-	審判は、これを公開しなければならない。但し、事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき又は公益上必要があるときは、これを公開しないことができる。(53)
2 特許庁が行う、以下のような審決。 特許出願に対し拒絶をすべき旨の査定に対する審判の審決。(特許法121) 特許を無効とすることについての審判の審決。(123) 特許異議の申立てについての決定(特許を取り消すべき旨の決定)。(114)等	取消決定又は審決に対する訴え及び特許異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。(178)	-	-	審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。(178)	-	裁判所は、請求を理由があると認めるときは、当該審決又は決定を取り消さなければならない。(181)	-	審判における口頭審理は、公開して行う。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りではない。(145)
3 公害等調整委員会が行う、鉱業法、採石法、砂利採取法等に基づく処分()に対する不服の裁定(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律1) 例えば、鉱業権の設定に係る許可又は不許可、鉱区の減少の処分、鉱業権の取消し等(以上、鉱業法178)、採石権の設定に係る決定、採取計画の認可に係る処分等(以上、採石法39)、砂利の採取計画の認可等(砂利採取法40)等	裁定及び裁定の申請の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。(57)	裁定に対する訴訟については、裁定委員会(公害等調整委員会の3人の委員からなる。)の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。(52)	当事者は、以下のいずれかに該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。(53) 裁定委員会が正当な理由がなく当該証拠を採用しなかったとき 裁定委員会の審理に際して当該証拠を提出することができず、かつ、これを提出できなかったことについて過失がなかったとき	裁定を申請することができる事項に関する訴えは、裁定に対してのみ提起することができる。(50)	委員会は、訴状の送達があったときから30日以内に、当該事件の記録(事件関係人、参考人又は鑑定人の審問調書その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。)を当該裁判所に送付しなければならない。(51)	裁判所は、裁定が以下のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。(54) 裁定の基礎となった事実を立証する実質的な証拠がないとき 裁定が憲法その他の法令に違反するとき	-	審理は、公開しなければならない。但し、公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。(32)
4 総務大臣が行う、電波法又は電波法に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立てに対する決定(総務大臣は、当該異議申立てを電波監理審議会の議に付し、その議決により異議申立てについての決定を行う。)(電波法83、85、94)	異議申立てに対する決定に対する取消しの訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。(97)	異議申立てに対する決定の決定書には、審理を経て審議会が認定した事実を示さなければならない。(94) 異議申立てに対する決定に対する取消しの訴えについては、審議会が適法に認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。(99)	-	総務大臣の処分に不服がある者は、当該処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。(96の2)	異議申立てに対する決定に対する取消しの訴えの提起があったときは、裁判所は、遅滞なく総務大臣に対し当該事件の記録の送付を求めなければならない。(98)	-	-	
5 高等海難審判庁が行う、以下のような判決。 海難の原因について取調べを行い、その結論を明らかにする判決。(海難審判法4) 海難が海技従事者又は水先人の職務上の故意又は過失によって発生したものであるときに、懲戒する判決(免許の取消し、業務の停止、戒告)。(4、5)	高等海難審判庁の判決に対する訴えは、東京高等裁判所の管轄に専属する。(53)	-	-	地方海難審判庁の判決に対しては、訴を提起することができない。(53)	-	裁判所は、請求が理由があると認めるときは、判決を取り消さなければならない。(56)	審判長は、開廷中審判を指揮し、審判廷の秩序を維持する。(37、52) 審判長は、審判を妨げる者に対し退廷を命じその他審判廷の秩序を維持するため必要な措置を執ることができる。(37、52) 各海難審判庁に廷吏を置く。廷吏は審判官の命を受けて、審判廷の秩序の維持に当たる。(13の2)	審判の対審及び判決は、公開の審判廷でこれを行う。(36)

この他、国地方係争処理委員会、自治紛争処理制度、選挙管理委員会、日本弁護士連合会が行う手続に関して審級省略が認められている。

